

新年を迎えて

農林水産省消費・安全局 植物防疫課長 早川泰弘

平成18年を迎え、皆様に新春のお慶びを申し上げます。昨年は、水稻では、9月の気温が高かったことから九州ではトビイロウンカの発生が多くなり、各地で坪枯れが見られました。これに台風14号の影響なども加わり、全国の最終作況指数が101であったのに対し九州では94となり、あらためて適期防除の重要性を認識させられた結果となりました。

農政全般に目を転じると、昨年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。さらに10月には、新基本計画の中で重要施策の一つとされた品目横断的経営安定対策の導入、産業政策と区分して地域振興政策として位置付けられる農地・水・環境の保全向上対策の考え方などを取りまとめた「経営所得安定対策等大綱」が公表されました。また18年度予算要求に際しては、引き続き、補助金等削減、税源移譲、地方交付税交付金の削減を一体的に行う、いわゆる三位一体改革が実施され、農水省もこの一環で340億円の補助金等を廃止・削減することになりました（植物防疫事業交付金は含まず）。このような流れも踏まえて、今年の植物防疫の課題を述べてみたいと思います。

まず国内防除についてです。安全な農産物の生産と環境保全がますます重視されます。改正農薬取締法の下で、使用基準の遵守は現場で徹底されてきたところですが、さらに本年5月に食品衛生法に基づく残留農薬基準のポジティブリスト制度が施行されます。これにより、農薬使用については自ら栽培する作物だけではなく、今後は近接する作物への配慮、特にドリフト対策が必要になります。ドリフト対策については、現在、関係諸機関と協力して具体的な対策を検討しており、同制度が施行されても現場で困難が生じないようにしたいと思います。環境保全の重視については、新基本計画で農業生産の全体のあり方を環境保全に貢献する営みに転換していくこととされています。その点からも、多様な防除技術を組み合わせ、人や環境へのリスクを低減させつつ農作物の安定生産を図るIPMは、今後一層推進していく必要があります。これについては、昨年9月に「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」、その別添として「水稻のIPM実践指標モデル」を作成・公表しました。現在、野菜(キャベツ)と果樹(かんきつ)について、実践指標モデルを作成しています。三位一体の改革については、17年度から国の関与をより少なくするために、全省的

に補助金を交付金化するとともに、一部の補助金については一般財源化されています。このように国の政策ツールがより間接的になる中で、行政区域とは無関係に発生・移動する病害虫の防除に対する各県での取り組みの水準を従来どおりに維持していくためには、これまでの業務の進め方についてあらためて検討する必要があると感じています。

次に植物検疫についてです。昨年、米国産りんご火傷病の検疫措置を巡る日本の紛争が決着し、8月に輸入検疫措置を改正しました。これを踏まえ、本病の侵入警戒に努め、万一発生した場合には迅速に初動防除や緊急防除を実施できる体制整備を図っています。研究面では、昨年8月に、国(独法)と主要生産県の研究機関から成る「火傷病研究連絡協議会」が発足しました。行政面では、万一発生した場合に関係機関が講じるべき具体的な措置を定めた「火傷病防疫指針」を作成しているところです。輸入検疫全般では、多数の国から多数の品目について解禁要請がなされています。また、輸出検疫については、現在、農林水産物・食品輸出倍増計画の下で、輸出しやすい環境整備を図るための重要な要素として大きな期待が寄せられています。SPS協定という国際ルールを踏まえ、技術的根拠を万全にしつつ、戦略的に植物検疫の問題を取り組んでいきたいと思います。また、1997年に改正された国際植物防疫条約が昨年10月に発効しました。この改正条約の内容も踏まえ、現在の我が国の植物検疫制度が、国際ルールとの整合、我が国への病害虫の侵入・まん延リスクの適切な評価・管理などの観点から妥当であるか検証する必要があります。

植物防疫は、我が国に発生する重要病害虫を防除し、我が国で未発生の病害虫の侵入・まん延を防止することにより農業生産の安定を図るという点で、いつの時代にあってもそのニーズはいささかも変わるものではありません。さらに、最近は輸出拡大による我が国の農業活性化の観点からのニーズまで加わっています。その基礎となるものは、これも常に変わることなく技術的な裏付けです。農業を巡る情勢や諸制度がめまぐるしく変わる中で、植物防疫という不变かつ優れて技術的な分野で仕事ができる幸せを感じつつ、本年の諸課題に取り組みたいと思っています。関係者の皆様方の一層のご協力・ご支援をたまわりますよう切にお願い申し上げます。